



水田活用の直接支払交付金の交付対象水田に係る 5年水張りルールについて

水田活用の直接支払交付金とは…

米の安定供給や食料自給率向上を目的に、交付対象水田で交付対象作物を生産（耕作）する農家を支援する制度です。

令和9年度以降、過去5年間に一度も水稻作付け（水張り）が行われていない農地については原則として交付対象外となります。

※ 災害復旧や基盤整備工事の対象で、水稻作付けが困難な場合、5年間に一度も水張りがおこなわれてなくても交付対象から除外されません。

※ 一度交付対象外になると、原則交付対象水田に戻ることはありません。

(例)	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
○番地△	れんこん	れんこん	れんこん	さといも	れんこん	対象外	対象外	対象外

R4～R8の5年間に水張りが無いためR9から交付対象外

△番地□	れんこん	水稻	れんこん	れんこん	れんこん	れんこん	れんこん	対象外
------	------	----	------	------	------	------	------	-----

R6～R10の5年間に水張りが無いためR11から交付対象外

□番地○	水稻	れんこん	れんこん	さといも	れんこん	水稻	れんこん	れんこん
------	----	------	------	------	------	----	------	------

R14まで交付対象水田として継続

Q 5年間に一度の水張りとは何をしたらいいのですか？

A 5年間に一度の水張りは、水稻を作付けすることを基本としていますが、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったものとみなします。

- ・ 1ヶ月以上の期間、水稻作付けと同程度のたん水管理を行う。
- ・ 連作障害による収量低下が発生していない。



Q 交付対象農地を継続させるための手続きは？

A 詳しい手続きは裏面をご参照ください。

お問合せ先

鳴門市農業再生協議会（鳴門市撫養町南浜字東浜170番地 鳴門市農林水産課内）
TEL:088-684-1744 FAX:088-684-1341

交付対象水田から外れないために必要なこと

OR4からR8年までに水稻を作付けする場合

当該期間内に水稻作付けを行ってください。

実施の有無は、提出いただいた営農計画書および現地確認等で判断しますので別途手続きは不要です。

○水稻作付けによらない、1か月以上のたん水管理を行う場合

- ・水張りをした年度の翌年度から起算して5年間は交付対象水田となります。
- ・その後も交付金を受け取るためには、5年に1度の水張りが必要です。
- ・以下の手順に従い、管理をおこなってください。

開始前	「水張り(たん水管理)実施計画書【様式1】」を提出してください。 ⇒ 水張り実施1週間前までに提出してください。
-----	---



水張り 実施	・開始日(入水日)の写真を撮影してください。 ⇒ 必ず水張り後に撮影してください。 「撮影時表示用紙」に必要事項を記入し、写りこむように撮影してください。 ・1か月以上の水張りの継続 ⇒ 水稻同様の水張りを行ってください。 ほ場全体で水張りしてください。(ほ場一部の水張りは認められません。) 降雨など天水による水張りは認められません。 ・終了時の写真を撮影 ⇒ 必ず水を抜く前に撮影してください。 「撮影時表示用紙」に必要事項を記入し、写りこむように撮影してください。
-----------	---



終了後	「水張り(たん水管理)実施報告書【様式2】」を提出してください。 ⇒ 水張り開始日と水張り終了日の写真を添付してください。 水張り実施後、速やかに提出してください。
-----	--



収量 確定後	「連作障害確認表【様式3】」に記録し、提出してください。 ⇒ 水張り前と後で同じ作物を作付けた場合のみ、提出が必要です。
-----------	---

(各様式は市ホームページからダウンロードできます。)

URL : <https://www.city.naruto.tokushima.jp/docs/2024092500048/>